

八王子市立館小中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ問題に対する基本方針

八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針・いじめ防止対策基本法を総合的かつ効果的に推進する。

そのために、すべての教職員が、「いじめはどの児童・生徒にも、どの学校においても起こりえる、だれもが加害者にも被害者にもなり得る」という認識に立ち、市教育委員会や家庭、地域と連携し、いじめの未然防止と早期発見・早期対応・早期解決の取組を徹底する。

【文科省HPより抜粋】

いじめ防止対策推進法の施行に伴い、平成25年度から以下のとおり定義されている。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

この基本方針において「いじめ」とは、「児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童・生徒と一定の人間関係のある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

2 主な取り組み

(1) 道徳教育等の充実

- ① 「特別の教科 道徳」の時間を要として、教育活動全体を通じた道徳教育を充実させ、自己を他者との関わりの中で捉え、望ましい人間関係の育成、他者理解を図る指導を計画的に行う。
- ② コミュニケーション能力を高める言語活動や体験活動を重視した教育活動を推進する。
- ③ 児童会・生徒会における活動等、児童・生徒自身の主体的な参画によるいじめ問題への取組を継続的に行う。
- ④ 家庭や地域と連携して、思いやりの心や生命尊重の態度など、児童・生徒の豊かな心を育むための取組を推進する。

(2) 未然防止や早期発見のための措置

(いじめ防止対策推進法 第三章 第十五・十六条の条文に基づく)

小中一貫して、特別な教科道徳および体験活動を充実させ、児童・生徒の豊かな心や情操の育成を図り、心の通うコミュニケーションの能力の素地を養い、いじめの防止の資質向上につなげる。また、学校、家庭、地域での連携しつつ、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発、お

よびその他の措置を行っていく。

早期発見に向け、本校での定期的な調査、いじめに関する通報及び相談を受けるための体制、いじめに関して相談のできる体制等の整備を行っていく。そのため、本校では市教育委員会・学校・保護者・地域と連携し、下記の組織の設置および活動を行っていく。

- ① 「学校いじめ対策委員会」（いじめの防止等の対策のための組織）を毎週1回実施し、全員で児童・生徒の情報を共有し、組織的に対応する。
- ② 入学時・年度当初に「学校いじめ防止対策基本方針」「子ども見守りシート」等の周知を図る。

[構成]	・校長	・副校長	・生活指導主任	・学年主任
	〔 小学部：全教員 中学部：全教員 〕			
	・養護教諭	・スクールカウンセラー	・SSW（月1程度）	

- ③ 「ふれあい月間」だけではなく、毎月生活アンケートを実施し早期対応に取り組む。いじめに関する「ありがとうの木」の取組も、合わせて実施する。
- ④ いじめ防止の授業を年3回実施する。
- ⑤ スクールカウンセラーによる相談活動を充実させる。
- ⑥ 毎週の生活指導朝会で、情報交換をする。
- ⑦ 年3回のいじめ防止研修を実施する。

(3) インターネットを通じて行われるいじめ対策の推進
(いじめ防止対策推進法 第十九条に基づく)

- ① 児童・生徒への情報モラルの指導を徹底するとともに、家庭への協力を依頼する。
 - ② 学校非公式サイト等の有害情報の把握に努め、問題のある書き込みに対しては迅速な対応を図る。
- ※小中それぞれが適時、SNS等についての使い方や危険性についてセーフティ教室等で扱い、指導を行う。

3 重大事態が発生した場合の対応

(重大事態の定義) ※いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(H29年3月)より抜粋

○ 法第二十八条第1項においては、いじめの重大事態の定義は

「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号。以下「生命心身財産重大事態」という。)、

「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号。以下「不登校重大事態」という。)とされている。

改めて、重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識すること。

- (1) 学校いじめ対策委員会を開く。
- (2) いじめの事実確認を徹底して行う。また同時に、教育委員会へ報告・相談をする。
- (3) いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対する支援を行う。
- (4) いじめを行った児童・生徒に対する指導及びその保護者に対する助言を行う。
- (5) 市教育委員会と連携し、事実関係を明確にするための調査を行う。
- (6) 市教育委員会や関係諸機関と連携し、解決に向けて徹底した対応を図る。
- (7) 犯罪行為として扱われるべきと判断される場合は、警察と連携して対応する。